■給食施設の種類について

施設の種類の判断に迷う場合は、以下の表を参考にしてください。

施設の種類	該当施設の例	根拠法令等
学校	幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学校給食センターなど	学校教育法第１条に規定する学校、第１２４条に規定する専修学校及び第１３４条第１項に規定する各種学校 学校給食法第６条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合
病院	病院	医療法第１条の５第１項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	老人福祉法第５条の３に規定する施設 ※老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホームは、「その他」に区分してください。
児童福祉施設	保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園など	児童福祉法第７条第１項に規定する施設、社会福祉法第２条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く）
社会福祉施設	救護施設、更生施設、婦人保護施設、障害者支援施設など	生活保護法第３８条、身体障害者福祉法第５条第１項、売春防止法第３６条に規定する施設並びに社会福祉法第２条に規定する事業に係る施設で、社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く）
事業所	事業所 （学校内や病院内の職員食堂を含む。）	労働基準法別表第１に規定する事業所又は事務所
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
その他	上記以外の施設 有料老人ホーム、有床診療所（入院病床数１９以下）、その他診療所など	